

# 利用規約

一般社団法人ベンチャーパーク

1. この利用規約は、本取引に関する当法人とお客様との全ての関係に適用されるものとします。
2. 本規約の内容は、当法人が必要と認めた場合には、お客様の個別の承諾を得ることなく変更できるものとします。変更後の本規約は、当サイト (<http://www.venture-park.com>) 上に表示した時点より効力を生じるものとします。
3. お客様がご希望される講演日時や講演料金等については、講演講師等（以下単に「講師」といいます）のスケジュール等の都合により、お客様のご希望に沿えない場合があります。ご希望講演日時の調整をお願いすること、または他の講師を紹介させていただくことがありますので、ご了承ください。
4. 当法人は、お客様から口頭、またはFAX、メールなどの書面でいただいた講演の正式依頼に対し、口頭または書面により講師に承諾いただいた時点から本取引を開始致します。
5. 本取引の開始後、お客様がその都合により本取引を中止する場合、またはお客様側で生じたトラブル等の事由により本取引を実施することが不可能となった場合は、お客様に以下のキャンセル料金を適用しお支払いいただきますので、ご注意ください。
6. 本取引の開始後、お客様がその都合により日程変更を希望する場合、お客様と当法人、講師が合意した場合に限り、日程変更をお受け致します。
7. 日程変更が決定した際は、キャンセル料金相当（日程変更をお申し出いただいた日から、当初予定していた開催日までを基準とした金額）を、一時金としてお支払いいただき、講演会開催終了後に残額をお支払いいただきます。
8. 日程変更決定後、定めた期日内での開催が不可（講師の予定調整不可の場合も含む）、またはお客様側からキャンセル（本取引中止）のお申し出があった場合、キャンセル料金をお支払いいただきます。
9. 日程変更決定後のキャンセル料金は、日程変更申し出日から当初予定していた開催日まで、または、日程変更後のキャンセル申し出日から日程変更後の開催予定日までの、いずれか短い期間を基準として請求させていただきます。尚、キャンセル料金が先にお預かりした一時金と同額の場合は、一時金をそのままキャンセル料として申し受けます。
10. 日程変更における一時金、キャンセル料金は全て外税になります。別途、消費税を加えた金額を請求させていただきます。
11. 講演会が日程変更、またはキャンセルとなった際に、当法人または講師が手配を進めていた交通、宿泊その他諸経費にキャンセル料金が生じた場合は、その費用を、日程変更における一時金、または講演キャンセル料金と合わせて全額請求させていただきます。

## キャンセル料 予定日を含み

30 日前から予定日まで	講演料金の 100%
30 日前から 60 日前まで	講演料金の 50%
本取引開始から 90 日前まで	講演料金の 10%

- ※ また、出演会場までの往復交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費等の費用を、講演料金と合わせて請求させていただきます。
12. お支払いは当法人指定口座への銀行振込になります。なお、お振込手数料はお客様のご負担をお願いいたします。
  13. 講演実施日を含め7日以内（土・日・祝日等の銀行休業日を除く）にお支払いをいただきます。
  14. キャンセル料金は、本取引中止日を含め3日以内（土・日・祝日等の銀行休業日を除く）にお支払いいただきます。
  15. 日程変更における一時金は、日程変更が決定した日を含め3日以内（土・日・祝日等の銀行休業日を除く）にお支払いいただきます。
  16. 講演料金、費用、キャンセル料、日程変更における一時金、その他本規約に基づきお客様から当法人に支払われる金銭の支払いを遅滞した場合、その遅滞金額に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで年5%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。
  17. 講演料金は、当法人が実施した1~2時間の講演料金の平均値になっています。講演料金以外に必要な主な費用は、出演会場までの往復交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費等です。
  18. ご予約いただきました講師が、不慮の事故や逝去などにより講演会場に向かえない又は向かうことが困難な場合、当法人では早急に代役の講師の手配をさせていただきますが、急な事態に対応が不可能な場合もございます。その際に考えられる損害賠償責任を当法人では負いかねますので、予め御了承願います。
  19. 地震、台風、豪雨、津波その他の天変地異、火災、テロ行為、その他不可抗力により、講師が講演会場に向かえないもしくは向かうことが困難となる、又は講演会場及びその地域からの移動が困難となる、その他講師の生命、身体及び財産等に何らかの損害が生じる可能性があるものと当法人が判断した場合、講演会を辞退させていただく場合がございます。その際に考えられる損害賠償責任を当法人では負いかねますので、予め御了承願います。
  20. 本取引に関連して、万が一当法人が損害賠償等の責任を負う場合はお客様に現実にお支払いいただいた講演料金の範囲内でその責任を負うものとします。
  21. 本規約に定めのない事情が生じた場合、当法人とお客様との間で協議し、誠実に処理するものと致します。
  22. 本取引に関連して万が一紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合は、一宮簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

2019年10月30日改定